

沖縄県鳥獣保護管理員の業務内容

1 鳥獣保護パトロール（月1～2回）

- (1) 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区等の管理
 - ①鳥獣保護区等の標識（看板）などの確認
 - ②鳥獣保護区等の標識（看板）の必要な箇所の提案
- (2) 一般住民及び狩猟者に対する指導
 - ①違法捕獲等に関する指導
 - ②違法捕獲等に関する県への情報提供
 - ③違法捕獲等に関する警察への通報

2 全国一斉ガンカモ類生息調査（毎年1月）

ガンカモ類の生息調査は、昭和45年から全国一斉に実施しており、湿地の保全や鳥獣保護区の設定等に活用するため、ガン・カモ・ハクチョウ類の冬期の生息状況及び渡来傾向、保護管理を図るべき生息地等についての基礎資料を得ることを目的としています。また、宮古地区においては毎年10月にサシバの飛来調査を実施します。

3 その他（必要な時にその都度勤務の通知をします）

- (1) 狩猟取締りの実施
鳥獣保護管理員等からの違法捕獲等に関する情報提供を受けて、県職員と鳥獣保護管理員が合同で取締りを実施することがあります。
- (2) 鳥獣捕獲許可証及び鳥獣飼養登録票の検査並びに休猟区、猟区、店舗等の立入検査
鳥獣保護管理員等からの違法捕獲等に関する情報提供を受けて、県職員と鳥獣保護管理員が合同で検査を実施します。また、種の識別等で鳥獣保護管理員へ鑑定を依頼することがあります。
- (3) 鳥獣の保護及び管理に関する思想の普及啓発
愛鳥週間などの行事において、鳥獣保護管理員へ協力を依頼することがあります。
- (4) 鳥獣の保護及び管理に関する調査
全国一斉ガンカモ類生息調査のほかに、必要に応じて調査を依頼することがあります。
- (5) 傷病鳥獣救護及び感染症発生時の初期対応
必要に応じて、傷病鳥獣の救護や鳥インフルエンザ関連の調査を依頼することがあります。